○中国地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十六日　中国地方整備局長　丸山　隆英

その関係図面は、平成二十八年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

九　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　号　鳥取市福部町海士字和田四九四番一から同市福部町海士字天王下四九九番二まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月十六日

○北海道開発局告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十六日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十二号及び二百三十三号
(三)　占用を制限する区域　旭川市神居町神居古潭国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二八九林班に小班地内
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月十六日
(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○沖縄総合事務局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十六日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年沖縄総合事務局告示第三十四号那覇広域都市計画道路事業三・三・三号真地久茂地線
三　事業施行期間　自平成十九年七月三日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十六日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年沖縄総合事務局告示第十五号那覇広域都市計画道路事業三・四・五十号仲井真・津嘉山線
三　事業施行期間　自平成二十二年三月二十四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十六日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年沖縄総合事務局告示第四十一号那覇広域都市計画道路事業三・二・十号豊見城中央線
三　事業施行期間　自平成二十年十月二十九日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十六日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年沖縄総合事務局告示第三十二号那覇広域都市計画道路事業三・四・三十七号糸満与那原線及び三・四・三十六号国道三百三十一号
三　事業施行期間　自平成二十年八月七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十六日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　南城都市計画道路事業三・四・一号南部東道路
三　事業施行期間　自平成二十八年十一月十六日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　沖縄県南風原町字喜屋武与重盛原、字喜屋武武川良原、字神里和加那原、南城市大里字高平神里原、大里字高平運田原、大里字高平松尾原、大里字高平平川原及び大里字高平前原地内
使用の部分　沖縄県南城市大里字高平神里原地内